

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和 8 年 8 月 2 8 日

分任契約担当官

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長

一 阪 郁久

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名

令和 8 年度十津川紀の川直轄管理事業工事発生材売払

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 引渡期限

売買代金納入後から 3 0 日以内

(4) 納入場所（または履行場所）

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所

2 見積参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和 7 ・ 8 ・ 9 年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。

(4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 2 6 年 1 0 月 8 日付け 2 6 近総第 4 4 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

(6) この見積合わせに参加しようとする場合は、現地確認を行ったうえで、発注担当者から作業内容等について説明を受けること。

なお、現地確認は令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時までとし、期間中に 3（1）まで事前に申し込み、日程調整のうえ行うものとする。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

(1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下淵 3 8 8 - 1

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所

庶務課経理係

電話 0747-52-2791

(2) 電子媒体による交付場所

ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

イ 当局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)アに同じ

(2) 見積書の提出期限

令和8年9月8日 午前9時から 令和8年9月10日 午後5時まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の(1)に持参若しくは郵送（送達過程が記録される簡易書留等）又は電子調達システムにより送信すること。

なお、競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者である場合は、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を併せて持参若しくは郵送すること。（電子調達システムによる場合は必要ない。）

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月11日 午前10時から

(2) 場所

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所会議室

6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、下記質問受付日時までに、電子メールにより提出すること。提出に際しては、下記事項を参考にすること。

(1) 質問受付日時

令和8年9月4日 午後5時まで

(2) 提出先

minamikinki_shomu@maff.go.jp

(3) メール件名

【令和8年度十津川紀の川直轄管理事業工事発生材売払】について

(4) 本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

(5) その他

電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）により、持参または郵送により、上記 3（1）に提出すること。

ただし、電話による質問等は受け付けない。

質問等への回答は、令和 8 年 9 月 8 日に上記 3（2）イに掲載する。

7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所オープンカウンター方式 実施要領による。

以上公告する。

お知らせ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。
(http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 0 について（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。詳しくは調達ポータルホームページをご覧ください。
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>)